特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 | |
|-------|--------------|---------|
| 11 | 予防接種事業に関する事務 | 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和5年3月6日

[平成31年1月 様式2]

関連情報 T

| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 |
|---------------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 予防接種事業に関する事務 |
| ②事務の概要 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費徴収に関する事務で、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、 1. 予防接種法第5条第1項、第6条第1項及び第3項の定期の予防接種又は臨時の予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種法第15条第1項の定期の予防接種等を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態若しくは死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種法第28条の予防接種を受けた者等からの実費の徴収に関する事務 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 1. 健康かるて(健康管理システム) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS) |
| and the late of the department of the | |

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用

1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律 第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項

2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定

法令上の根拠

める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記

- 録システムを用いた情報提供・照会のみ。)
- 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する 2) 実施しない 3) 未定 【情報提供の根拠】

- 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2,16の3の項
- 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」とい う。)第12条の2,第12条の2の2

②法令上の根拠

【情報照会の根拠】

- 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2,17,18,19の項
- 2. 別表第二主務省令第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康長寿あんしん課 ②所属長の役職名 健康長寿あんしん課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 総務課 Tel: 0978-62-1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒873-0005 大分県杵築市大字猪尾956番地 健康推進館内 健康長寿あんしん課 Tel: 0978-64-連絡先 2540

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|------------------------|-----------------|------------|---|--------------------|-----------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 4年10月1日 時点 | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | |
| 特定個人情報 | 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 4年10月1日 時点 | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|-------------------|--|------|
| _ | 項目評価書 | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実が れている。 | も機関については、それぞ | れ重点項目評価書 | 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が言 | さ雄ら |
| 2. 特定個人情報の入手(付 | 青報提供ネットワークシ | ステムを通じた入 | 手を除く。) | |
| 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | []委託しない | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 5. 特定個人情報の提供・なく、) | 多転(委託や情報提供 | ドットワークシス ァ | ムを通じた提供を除 []提供・移転し | ない |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | [|]接続しない(入手) []接続しない(| (提供) |
| 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 7. 特定個人情報の保管・3 | 肖去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 8. 監査 | | | | |
| 実施の有無 | [〇] 自己点検 | [〇]内部 | 『監査 [〇] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・唇 | 各 発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行ってい | る] | <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない | |

変更箇所

| 亦百口 | | | | | |
|--------------------------|-------------------------|--|--|------|-----------|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| | 人のプライバシー等の権利 益の保護の宣言 | 特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り | 杵築市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後 | |
| 平成29年7月20日 I [] 拠 | 関連情報4. ②法令上の根 | | 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の 2,17,18,19の項 2.行政手続における特定の個人を識別するため | 事後 | |
| 平成29年7月20日 [| 関連情報5. ②所属長 | 健康長寿あんしん課長 | 健康長寿あんしん課長 工藤 靖子 | 事後 | |
| 平成29年7月20日 時点 | しきい値判断項目1. いつ 点の計数か | 平成27年4月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | |
| | しきい値判断項目2. いつ 点の計数か | 平成27年4月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年9月27日 職名 | 関連情報5. ②所属長の役 名 | 健康長寿あんしん課長 工藤 靖子 | 健康長寿あんしん課長 | 事後 | |
| | しきい値判断項目1. いつ 点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年9月27日 時点 | しきい値判断項目2. いつ 点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成31年1月28日 I [] 名利 | | | 健康かるて(健康管理システム) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー | 事前 | |
| 平成31年1月28日 Ⅳ 🗸 | リスク対策 | _ | 新様式による追加 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和1年6月26日 | Ⅱしきい値判断項目1. いつ 時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年12月6日 | | 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の 2,17,18,19の項 2.行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 | 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,16の3の項 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,17,18,19の項2,17,18,19の項2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2,第12条の202,第12条の20,第12条の3,第13条,第13条の2 | 事後 | |
| 令和1年12月6日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和1年10月1日 | 事後 | |
| 令和1年12月6日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和1年10月1日 | 事後 | |
| 令和2年11月17日 | I 関連情報3. 法令上の根拠 | の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年法律第27号)第9条第1項及び別表別表第 一の10の項 2.行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 | 25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の 10の項 2.行政手続における特定の個人を識別するため | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和2年11月17日 | I 関連情報4. ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,16の3の項 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,17,18,19の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2,第12条の2の2,第12条の3,第13条,第13条の2 | 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第12条の2,第12条の2の2【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の | | |
| 令和2年11月17日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 令和1年10月1日 | 令和2年10月1日 | 事後 | |
| 令和2年11月17日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 令和1年10月1日 | 令和2年10月1日 | 事後 | |
| 令和2年11月17日 | Ⅳリスク対策8 実施の有無 | [〇]外部監査 | [] 外部監査 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|--|
| | 「 I 関連情報」—「1特定個人 情報ファイルを取り扱う事務」 —「②事務の概要」 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、 予防接種の実施、給付の支給又は実費徴収に 関する事務で、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、 1. 予防接種法第5条第1項、第6条第1項及び第 3項の定期の予防接種又は臨時の予防接種の 実施に関する事務 2. 予防接種法第15条第1項の定期の予防接種 等を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態若しくは死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種法第28条の予防接種を受けた者 等からの実費の徴収に関する事務 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、 予防接種の実施、給付の支給又は実費徴収に 関する事務で、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、 1. 予防接種法第5条第1項、第6条第1項及び第 3項の定期の予防接種又は臨時の予防接種の 実施に関する事務 2. 予防接種法第15条第1項の定期の予防接種等を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態若しくは死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種法第28条の予防接種を受けた者等からの実費の徴収に関する事務 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種事務 ・フクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種事務 ・フクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種の実施後に接種素記録を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 1、等の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 | 事後 | 事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかった。 |
| 令和3年11月26日 | 「I関連情報」—「1特定個人 情報ファイルを取り扱う事務」 —「③システムの名称」 | 1. 健康かるて(健康管理システム) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー | 健康かるて(健康管理システム) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | 事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行 |
| 令和3年11月26日 | 「 I 関連情報」—「3個人番号 の利用」—「法令上の根拠」 | の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関するは急別表第一の主教 | の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条3.番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ。)4.番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後 | 事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかった。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和3年11月26日 | I 関連情報4. ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、16の3の項 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19の項 | 16の3の項 【情報照会の根拠】 | 事後 | |
| 令和3年11月26日 | IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 令和2年10月1日 | 令和3年10月1日 | 事後 | |
| 令和3年11月26日 | IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 令和2年10月1日 | 令和3年10月1日 | 事後 | |
| 令和3年12月21日 | の利用」ー 法令上の根拠」 | 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ。) | 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ。) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和5年3月6日 | IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 令和3年10月1日 | 令和4年10月1日 | 事後 | |
| 令和5年3月6日 | Ⅳリスク対策8. 監査 | []外部監査 | [〇]外部監査 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |